

第1回横浜市知的障害者生活介護型施設（中山みどり園）指定管理者選定委員会議事録

議 題	1 委員紹介 2 選定委員会の趣旨について 3 委員長選出 4 選定委員会の会議の公開について 5 施設の概要について 6 公募要項及び選定基準について 7 その他
-----	--

日 時	平成22年3月1日（月） 午後1時30分から午後3時45分まで
-----	---------------------------------

会 場	保健所会議室
-----	--------

出席者	梅津委員、奥津委員、大溝委員、監物委員、沼尾委員、 (欠席なし)
-----	-------------------------------------

開催形態	非公開
------	-----

傍聴者	—
-----	---

議 事	1 委員紹介 委員紹介（各委員挨拶） 2 選定委員会の趣旨について 資料「横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会要綱」に基づき、事務局から説明がなされた。 3 委員長選出 沼尾委員が全会一致で委員長に選出された。 4 選定委員会の会議の公開について 事務局から本日の会議は公募要項が事前に漏洩することによる不公平を防ぐため、非公開としていること及び他の選定委員会の会議の公開状況等について説明。 次回以降、応募団体の評価、選定について審議する会議については、各委員の活発な意見交換と自発的な評価の場を確保するとともに、応募団体への一定の配慮から非公開とする。ただし、応募団体に対するヒアリングについては公開で実施することとされた。
-----	---

	5 施設の概要について 資料「業務の基準」に基づき、知的障害者生活介護型施設横浜市中山みどり園の施設概要について、事務局から説明がなされた。
--	---

【審議・質疑】

委員	施設の維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務のうち、修繕業務及び備品等管理業務について、指定管理者の負担で行う範囲が文面から不明確であるので、疑義が生じないように表現を修正した方がよい。
事務局	表現について修正します。
委員	第三者評価に関する業務で、「受審については、指定開始から5年目に行うことを原則とします。」とあるが、指定期間中に1回だけ受ければよいということか。

委員	指定管理期間が10年間と長いので、絶えず評価の目にさらされているという緊張感をもって運営していただくようにしないと、利用者さんの利益が害される恐れがある。第三者評価については、複数回実施すべきではないか。
事務局	第三者評価について複数回実施するように修正します。
6 公募要項及び選定基準について 資料「公募要項（案）」及び「選定基準（案）」に基づき、事務局から説明がなされた。選定のスケジュール、応募書類等について審議。	
【審議・質疑】	
委員長	選定にあたってのスケジュールはよろしいか。
各委員	異議なし。
委員長	今後の選定委員会について、応募団体が3法人以下ならば第2回選定委員会のみを開催し、3法人を超える場合は、第2回と第3回の選定委員会を開催するということによいか。 また、ヒアリングは実施するということによいか。
各委員	異議なし。
委員	財務状況等を確認するためには、業務・財務状況に関する監査体制（監事監査・内部監査・外部監査等）が分かる書類や法人税申告書及びその添付書類が有用であるので、応募書類に加えるとよい。
事務局	応募書類に追加します。
委員	応募書類によって提出を求める事業年度がまちまちなので、応募団体が混乱しないように整合を図ること。
事務局	提出を求める書類の事業年度について整合を図ります。
委員	選定基準の中で、特に自閉症の方に対する提案を評価する項目が設けられているが、その意図は何か。
事務局	中山みどり園には、公設民営施設として、特に自閉症の方に対する支援面でセーフティーネットとしての役割を果たしてもらうという意図から設けている。
委員	選定基準について監査結果の状況を問う項目が設けられている。指定管理者の選定基準として監査結果が評価項目にあがるのは、「監査の受けっぱなし」を防ぐ意味からいい視点だろう。
委員	監査関係の項目については、業務・財務に関する監査（監事監査・内部監査・外部監査等）など様々な種類があるので、監査体制を問うものと結果を問うもので項目を分けるなど整理するとよい。
事務局	選定基準のうち監査関係の項目について整理します。
委員長	選定基準では、応募団体が1団体であった場合も「選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行う」としているが、この最低基準については、どのようにするか。
事務局	他の施設の選定委員会の例では、最低基準を総得点の5割と設定しているところがあるようだ。

	委員	総得点の5割しかとれなかったということは、半分は不可ということなのであるから、選定委員会としてなぜその団体を選定したか説明がつかないであろう。やはり、最低でも6割とすべきではないか。
	委員長	現指定管理者のみが評価の対象となる管理運営の実績についての点数を除いた、全応募団体共通の素点に対して、各委員の採点結果の平均点が6割に満たないときは選定せず、再度公募を行うこととする。
決定事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題3について、沼尾委員が委員長に選出された。 ・ 議題4について、応募団体の評価、選定を行う会議は非公開、ただし、ヒアリングについては公開することとされた。 ・ 議題5について、業務の基準（案）の内容が確認され、一部修正をすることとされた。 （修正点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の負担とする修繕及び備品更新の範囲についての表現 ・ 第三者評価受審回数について ・ 議題6について、第2回選定委員会で、ヒアリングを実施することとし、第3回選定委員会で指定管理者を選定する予定とした（ただし、応募団体が3団体以下の場合は、第2回選定委員会でヒアリングと選定を実施）。 ・ 公募要項（案）及び選定基準（案）の内容が確認され、応募書類、選定基準等については、一部修正をすることとされた。 （修正点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類に、業務・財務に関する監査体制が分かる書類及びその結果に関する書類を追加する。 ・ 応募書類に、法人税申告書及びその添付書類を追加する。 ・ 応募書類のうち、事業年度を指定して提出を求めるものについて整合を図ること。 ・ 上記書類が追加となることを踏まえて、選定基準についても監査に関する項目を整理のうえ修正する。 ・ 現指定管理者のみが評価の対象となる管理運営の実績についての点数を除いた、全応募団体共通の素点に対して、各委員の採点結果の平均点が6割に満たないときは選定せず、再度公募を行うこととした。
会議資料	1 委員会名簿 2 健康福祉局長選定依頼文 3 横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会要綱 4 横浜市知的障害者生活介護型施設条例 5 横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則 6 横浜市中心山みどり園パンフレット 7 公募要項（案） 8 業務の基準（案） ※ 会議資料は、市庁舎7階健康福祉局障害支援課で閲覧できます。	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の会議録の確認は、梅津委員と大溝委員が行う。 ・ 第2回選定委員会は、平成22年6月7日（月）午後開催予定。